

上越市選挙管理委員会告示 第 13 号

令和 6 年 4 月 21 日執行予定の上越市議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 4 及び上越市議会議員の選挙ポスター掲示場の設置に関する条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条の規定によるポスター掲示場を次のとおり定めた。

令和 6 年 4 月 12 日

上越市選挙管理委員会
委員長 澤 海 雄 一

1 ポスター掲示場の設置場所

別紙のとおり（524 か所）